

サービス付き高齢者向け住宅における医療・介護連携のチェックリスト

登録事業者名

有限会社ウメモトコーポレーション

住 宅 名

憩いの家

登録番号

11042

※ 必須事項のチェック状況及び「はい」に✓をつけた項目を公表しております。

項目	連携の視点	医療・介護連携のポイント		必須事項	連携の形態	チェック欄
					医療・介護連携	はい
(1) 医療・介護連携の前提条件	①入居者による医療・介護サービス選択の自由が確保され、その提供内容が入居者の状態や意向を反映したものか	ア	連携先以外の医療・介護事業所を、入居者が選択・利用する自由を制限していない	★	●	✓
			入居者が連携先の医療・介護事業所を選択・利用するか否かによって、住宅の家賃及び共益費等に差異を設けていない	★	●	✓
			入居者が連携先の医療・介護事業所を選択・利用するか否かによって、住宅の提供するサービスに料金等の差異を設けていない	★	●	✓
			ケアマネジャーを、入居者が選択・利用する自由を制限していない	★	●	✓
			特定のケアマネジャーを、入居者が選択・利用するか否かによって、住宅の家賃及び共益費等に差異を設けていない	★	●	✓
			特定のケアマネジャーを、入居者が選択・利用するか否かによって、住宅の提供するサービスに料金等の差異を設けていない	★	●	✓
			利用する医療・介護事業所を自由に選択できることを契約の重要事項説明書に盛り込むなど、入居者に十分に説明している	★	●	✓
			連携先事業所以外も含め、地域の医療・介護事業所を入居者に情報提供している	★	●	✓
	②住宅が地域のニーズを把握しているか	イ	求めや必要な状況に応じて情報提供している		●	✓
	③連携先事業所が地域の医療・介護資源として機能しているか	ウ				
	④住宅・連携先事業所間で共有される入居者の個人情報の保護は、担保されているか	エ				
		カ				

※ 必須事項のチェック状況及び「はい」に✓をつけた項目を公表しております。

項目	連携の視点	医療・介護連携のポイント		必須事項	連携の形態	チェック欄
					医療・介護連携	はい
(2) 立地・建物の構造	①住宅と連携先事業所との日常のコミュニケーションや情報共有が図りやすい立地や建物の構造になっているか ②居室が生活支援サービスのみならず、医療・介護サービスが提供しやすいつくりになっているか	ア	住宅が連携先事業所と併設又は近接している		●	✓
			介護系 訪問介護		●	✓
		ウ	住宅と連携先事業所とで打合せができる場所がある		●	✓
		エ	居室が医療・介護業務に適したつくりになっている		●	✓
(3) 人員の配置	①入居者が必要とするサービスに関わる専門的知識を有する職員が住宅や連携先事業所に配置されているか ②連携を調整する職員が定められているか	ア	住宅や連携先事業所において、入居者が必要とするサービスの提供に適した専門的人材が確保されている	★	●	✓
			医療系 看護師を配置している		●	✓
			介護系 介護福祉士の資格を持つ職員を配置している		●	✓
		イ	連携先事業所との連携調整担当者を配置している（兼務を含む）	★	●	✓
			医療系 看護師の資格を持っている		●	✓
		ウ	連携先事業所においても、連携調整担当者を確保している（兼務を含む）		●	✓
			介護系 介護支援専門員の資格を持っている		●	✓

※ 必須事項のチェック状況及び「はい」に✓をつけた項目を公表しております。

項目	連携の視点	医療・介護連携のポイント		必須事項	連携の形態	チェック欄
					医療・介護連携	はい
(4) 連携の手段(情報共有)	①情報共有の手段を定めているか ②情報共有の手段は、わかりやすく、活用しやすいか ③個人情報適切に管理されているか	ア・イ	住宅と連携先事業所の間で情報共有の手段を定めている	★	●	✓
			住宅と連携先事業所との間の情報共有の手段や手順を書面でまとめ ており、住宅と連携先事業所において共有している		●	✓
		ア	紙媒体により情報共有を行っている		●	✓
			生活情報、身体情報、診療・治療記録、介護記録など、住宅と連 携先事業所との間で共有する情報の範囲を定めている		●	✓
			住宅職員と連携先事業所の職員との間でメッセージのやり取りが できる		●	✓
			住宅・連携先事業所それぞれの職員から見て、必要な情報を参照 しやすい		●	✓
		イ	ＩＴシステムにより情報共有を行っている		●	✓
			生活情報、身体情報、診療・治療記録、介護記録など、住宅と連 携先事業所との間で共有する情報の範囲を定め、それを入力する 機能がある		●	✓
			端末は持ち運びが容易なものである		●	✓
			操作が簡易で、住宅・連携先事業所それぞれの職員が使いやすい ものである		●	✓
			住宅職員と連携先事業所の職員との間でメッセージのやり取りが できる		●	✓
		ウ	ファックスを活用した情報共有を行っている		●	✓
			電子メールを活用した情報共有を行っている		●	✓
			電話を活用した情報共有を行っている		●	✓
		エ	定期的な会議や打合せを実施している		●	✓
		オ	住宅が、医療・介護事業所間の連携をコーディネートし、三者による情 報共有を行っている		●	✓
		カ	情報共有に当たって、個人情報が適切に管理されている	★	●	✓

※ 必須事項のチェック状況及び「はい」に✓をつけた項目を公表しております。

項目	連携の視点	医療・介護連携のポイント		必須事項	連携の形態	チェック欄
					医療・介護連携	はい
			サービス担当者会議に住宅職員や医療事業所の職員が出席している		●	✓
			看取りを行う場合は、看取りに対応できる医療・介護事業所の職員を確保するなど必要な体制をとっている	★	●	✓
			住宅職員や連携先事業所の職員が、看取りの研修を受けている		●	✓
			住宅職員や連携先事業所の職員が、看取りの補助を行っている		●	✓
			連携先の医療事業所が入居者に対して健康診断を年1回以上行っている		●	✓
		エ	主な連携先事業所以外に、協力医療機関を定めている		●	✓
			主な連携先事業所以外に、協力歯科医療機関を定めている		●	✓
		オ	検査等、他の病院に通院する必要がある場合、住宅職員が送迎又は介護タクシーの手配を行っている		●	✓
			入居者のニーズに応じて、調剤薬局の薬剤師や歯科衛生士など、地域の様々な職種との連携を行っている		●	✓

● … 「連携の形態」のうち、各「医療・介護連携のポイント」が該当するもの
★ … 各ポイントのうち、都のあり方指針に基づき遵守が必要なもの